

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 (昭和二十六年厚生省令第四号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一 (第四条の二関係)                      劇物                      一〇十一の八 (略)                      十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。                      (1) (112) (略)                      (113) (Z) —   —   —   フルオロ — 五 — (トリフルオロメチル) フエニルチオ —   —   —   「三 —   (二 —   メトキシフェニル) —   —   三 —   チアゾリジン —   —   イリデン」 アセトニトリル (別名フルチアニル) 及びこれを含有する製剤                      (114)   (145)   (略)</p>	<p>別表第一 (第四条の二関係)                      劇物                      一〇十一の八 (略)                      十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。                      (1) (112) (略)</p>
<p>十二〇三十二の二 (略)                      三十二の三 二・二 —   ジメチル —   二・三 —   ジヒドロ —   —   ベンゾフラン —   セー —   イル    N —   「N —   (二 —   エトキシカルボニルエチル) —   N —   イソプロピルスルフェナモイル」 —   N —   メチルカルバマート (別名ベンフラカルブ) 及びこれを含有する製剤。ただし、二・二 —   ジメチル —   二・三 —   ジヒドロ —   —   ベンゾフラン —   セー —   イル    N —   「N —   (二 —   エトキシカルボニルエチル) —   N —   イソプロピルスルフェナモイル」 —   N —   メチルカルバマート 六% 以下を含有</p>	<p>十二〇三十二の二 (略)                      三十二の三 二・二 —   ジメチル —   二・三 —   ジヒドロ —   —   ベンゾフラン —   セー —   イル    N —   「N —   (二 —   エトキシカルボニルエチル) —   N —   イソプロピルスルフェナモイル」 —   N —   メチルカルバマート 一% 以下を含有</p>

するものを除く。  
三十三〜六十七  
(略)

するものを除く。  
三十三〜六十七  
(略)